四万十町第3期障害者計画

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

概要版



令和3年3月



計画の概要

計画策定の背景と趣旨

四万十町(以下、本町という)では、平成 19年3月に障害者施策を計画的・総合的に推進するため、5年間の障害者施策のあり方を定めた「四万十町障害者計画」と、計画的にサービスを提供していくため、数値目標を設定し、サービス提供体制の確保の方策を定めた「四万十町障害福祉計画」を策定しました。

その後も国の障害者施策の制度改正等を踏まえながら、平成30年3月、ノーマライゼーションの理念のもとに、「温かな支え合いのなかで、一人ひとりが輝き、安心して暮らせる共生のまち 四万十町」をキャッチフレーズに掲げ、「四万十町第3期障害者計画」「四万十町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定しました。

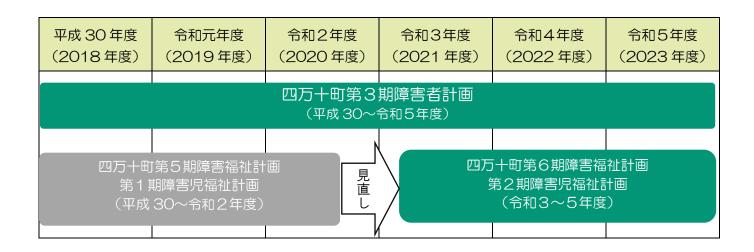
この度、「四万十町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」が計画期間終了を迎えることから、サービスの利用状況や国の制度の動向を踏まえ、「四万十町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定しました。なお、「四万十町第3期障害者計画」は令和5年度までの計画期間であるため、引き続き継続するものです。

計画策定の性格

四万十町第3期障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として本町の障害者施策の基本的な考え方を明らかにし、障害者施策の総合的な推進を目指すものです。

四万十町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害福祉サービスの事業計画として、成果目標や必要なサービス見込み量等を定めるものです。

計画の期間



第3期障害者計画 (平成30~令和5年度)

基本 理念

豊かな支え合いのなかで、一人ひとりが輝き、 安心して暮らせる共生のまち 四万十町

- ◆自己選択・自己決定の原則のなかで、必要な支援を受けながら、安心して豊かな生活を送ることが できる体制づくり
- ◆地域社会の対等な構成員として、その人が持つ能力を十分発揮しながら、積極的に社会参加できる 環境づくり

基本目標

お互いに思いやる、共生社会のまちづくり

障害のある人もない人も互いに個性と人格を尊重し、ともに学び、働き、 活動し、支え合って生きていく共生社会の実現に向けて、取り組みを進め る必要があります。そのために、障害に関する理解の普及や交流を促進す るとともに、地域に住む様々な人々が地域で安心して暮らせるまちづくり を進めます。

また、すべての住民が安全・安心で、快適に暮らせるまちづくりを推進す るため、外出しやすい環境づくりに向けた生活空間のバリアフリー化や災 害・緊急時をはじめとした生活における安心・安全の確保に取り組みます。

日々の暮らしを支える支援体制づくり

障害のある人が自己選択・自己決定に基づき、希望する生き方・暮らし を実現できるよう、必要な支援・サービスの利用につながるきめ細かな相 談支援体制の充実に取り組みます。

また、障害の有無に関わらず、すべての人が健やかで活力ある暮らしを 実現できるよう、保健・医療・リハビリテーション体制の充実を図ります。 さらに、障害福祉サービスをはじめとする多様な支援・サービスを十分 に確保し、相談支援と一体となって地域生活を支える支援体制づくりを進 めます。

自立と社会参加の基盤づくり

障害のある人が自己選択・自己決定に基づき、希望する生き方・暮らし を実現できるよう、必要な支援・サービスの利用につながるきめ細かな相 談支援体制の充実に取り組みます。

また、障害の有無に関わらず、すべての人が健やかで活力ある暮らしを 実現できるよう、保健・医療・リハビリテーション体制の充実を図ります。 さらに、障害福祉サービスをはじめとする多様な支援・サービスを十分 に確保し、相談支援と一体となって地域生活を支える支援体制づくりを進 めます。

施策

- (1) 相互理解の促進
- (2) 地域福祉の促進
- (3)権利擁護の促進
- (4) 安心・安全な暮らしの実現
- (1)保険・医療体制の充実
- (2) 相談支援・情報提供の充実
- (3) 生活支援の充実



- (1) 切れ目のない障害児支援の 充実
- (2) 雇用・就労支援の充実
- (3) スポーツ・文化活動の充実



重点課題

① 障害への理解と差別解消に向けた啓発



- ・障害のある人が尊厳を持ち、地域でその人が望む充実した生活を送るためには、障害に対する理解の 促進と虐待の防止・差別の解消に向けた取り組みが大切です。
- 精神障害や知的障害、身体障害の内部障害等は、見た目からは障害がわかりづらいため、障害の特性 を正しく理解できるよう啓発することが大切です。

② 障害のある子どもへの切れ目のない支援



- 障害のある子どもが乳幼児期から学齢期に至るまで一貫してよりよい支援を受けるには、関係機関に おける情報共有や切れ目のない支援が必要です。
- 心身発達の課題等を早期に発見し、支援につなげるために、療育や発達支援に関する相談体制を充実 させ、成長段階に応じた継続的な支援体制づくりが求められます。

③ 障害のある人の継続的な雇用・就労への支援



- 障害のある人の社会参加を推進するため、就労に関する支援体制の充実が求められます。
- •能力と適性に応じて、障害のある人が就労し、仕事を継続できるよう体制整備を進める必要があります。

4) 地域生活支援の強化



- 障害のある人が住み慣れた地域で自立し、安心した生活を送るためには、障害のある人の視点に立った福祉サービスの提供が必要です。
- 障害の有無に関わらず、誰もが生活しやすく、気遣い合い、支え合える、地域共生社会の実現に向けて地域生活の支援の強化が求められます。



第6期障害福祉計画 · 第2期障害児福祉計画 (令和3~5年度)

令和5年度までの目標 (計画書 P42~P56)

国の基本指針を踏まえ、本町では次のとおり目標を設定することとします。

項目	基本指針に定める目標	目標
1.福祉施設の入所者の地域	令和元年度末時点における福祉施設入所者の6%以上を 令和5年度末までに地域生活へ移行する。	1人 (1.7%)
生活への移行	令和5年度末時点における福祉施設入所者を、令和元年 度末時点から 1.6%以上削減する。	5人増 (8.6%増)
2.精神障害にも対応した地域 包括ケアシステムの構築	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置や、協議の場の活性化に向けた取り組み。	協議の場: 1か所 開催回数: 2回
3.地域生活支援拠点等に おける機能の充実	令和5年度末までに、障害者の地域での生活を支援する 拠点等を各圏域に1箇所以上整備する。	1 か所
	地域生活支援拠点等機能を充実させ、令和5年度末まで に年1回以上の運用状況を検証、検討する。	1回/年
	令和5年度に就労移行支援事業所等を通じて一般就労へ の移行する人数を、令和元年度実績の1.27倍以上にする。	
	令和5年度に就労移行支援事業を通じて一般就労へ 移行した数を令和元年度実績から 1.3 倍以上にする。	1人 (1.O倍)
4.福祉施設から一般就労へ	令和5年度に就労継続支援A型事業を通じて一般就労へ 移行した数を令和元年度実績から 1.26 倍以上にする。	1人 (1.O倍)
の移行等	令和5年度に就労継続支援B型事業を通じて一般就労へ 移行した数を令和元年度実績から1.23倍以上にする。	1人 (0.33倍)
	令和5年度に就労継続支援事業等を通じて一般就労した者 のうち、70%が就労定着支援事業を利用することとする。	1人 (100%)
	令和5年度に就労定着率が8割以上の就労定着支援事業 所の割合を70%以上とする。	1か所 (100%)
	令和5年度末までに児童発達支援センターを各圏域に 1箇所設置する。	1 か所
	令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制 を構築する。	1 か所
5.障害児支援の提供体制の整備等	令和5年度末まで重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各圏域に1 箇所設置する。	1 か所
	令和5年度末までに医療的ケア児について連携を図るための協議の場を設置する。	1 か所
	令和5年度末までに医療的ケア児等に関する コーディネーターを配置する。	配置
6.相談支援体制の充実等	令和5年度末までに相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保する。	確保
7.障害福祉サービス等の質 を向上させるための取組 に係る体制の構築	令和5年度末までに障害福祉サービス等の向上を図るための取り組みを実施する体制を構築する。	構築

障害福祉サービス •相談支援の提供見込み量一覧 (計画書 P57~ P61)

サービス名		単位	計画		
			令和3年度	令和 4 年度	令和5年度
訪問系サービス		人/月	16	17	17
	生活介護	人/月	74	75	78
	自立訓練(機能訓練)	人/月	1	0	1
	自立訓練(生活訓練)	人/月	1	0	1
	就労移行支援	人/月	0	1	1
日中活動系サービス	就労継続支援 A 型	人/月	6	6	7
	就労継続支援B型	人/月	98	101	104
	就労定着支援	人/月	2	2	1
	自立生活援助	人/月	0	0	0
	療養介護	人/月	6	6	6
	短期入所	人/月	7	8	9
サービス	共同生活援助	人/月	38	36	36
	施設入所支援	人/月	62	63	63
相談支援	計画相談支援	人/月	52	54	55
	地域以降支援	人/月	1	1	1
	地域定着支援	人/月	1	1	1

障害児通所支援等サービスの提供見込み量一覧 (計画書 P70~P73)

サービス名		単位	計画		
			令和3年度	令和 4 年度	令和5年度
発達障害者支援	ペアレントトレーニング の受講人数	人/年	3	3	3
	ペアレントプログラム の受講人数	人/年	5	5	5
	ペアレントメンター の人数(隔年研修)	人/年	0	2	О
	ピアサポート活動への 参加人数	人/年	8	8	8
障害児通所支援等	児童発達支援	人/月	2	2	2
	医療型児童発達支援	人/月	0	0	0
	放課後等デイサービス	人/月	3	3	3
	保育所等訪問支援	人/月	1	2	2
	居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0
	障害児相談支援	人/月	2	2	2
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーター配置	配置の有無	有	有	有
障害児長期休暇支援事業		利用者数	5	6	6

地域生活支援事業の提供見込み量一覧 (計画書 P62 ~ P69)





サービス名		534 F-F-	計画		
		単位	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度
理解促進研修•啓発事業		実施の有無	有	有	有
自発的活動を	支援事業	実施の有無	有	有	有
援相 事談 業支	障害者相談支援事業	か所	2	2	2
	住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度	· 夏利用支援事業	件	1	1	1
成年後見制度	意法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
事通意 業支思	手話通訳者派遣事業	利用者数(実人数)	4	4	4
素文忠 援疎	要約筆記者派遣事業	派遣回数	2	2	2
	介護・訓練支援用具	件	1	1	1
	自立生活支援用具	件	2	2	2
	在宅療養等支援用具	件	2	2	2
用具	情報•意思疎通支援用具	件	5	5	5
 位	排泄管理支援用具	件	614	650	662
日常生活用具給付事業	居宅生活活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	1	1
手話奉仕員	手話奉仕員養成研修事業		0	7	7
移動支援事業	ŧ	利用者数	2	2	2
支援センター	地域活動支援センター 基礎的事業	か所	1	1	1
	あったかふれあい センター事業	か所	3	3	3
訪問入浴サービス事業		か所	2	2	2
日中一時支援事業		か所	3	3	3
生活訓練等事業		事業回数	48	48	48
協議会における地域資源の開発・ 利用促進等の支援		実施の有無	有	有	有

発行年月:令和3年3月

発 行:四万十町

編 集:四万十町 健康福祉課

〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町 16-17 TEL: 0880-22-3115 FAX: 0880-22-3725